

大口町告示第141号

大口町高齢者及び障がい者公の施設利用料助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和1年12月27日

大口町長 鈴木雅博

大口町高齢者及び障がい者公の施設利用料助成金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町高齢者及び障がい者公の施設利用料助成金交付要綱（平成20年大口町告示第22号）の一部を次のように改正する。

様式第1中「性別 男・女」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。